

財務省告示第四十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十年一月十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成二十年二月八日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行 格日
利付国庫債券（十年）（第二百八 十九回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	いによる発行	額面金額で六十七億千七百三十 五万円	六十七億五千六百九十八万二千 三百六十五円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年一月十日 額面金額百円につき百円五十九 銭

十一  
十二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子  
率

(一) 年一・五パーセント

に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額  
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出  
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す  
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 21}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子

に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ  
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿  
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ  
れ る も の に つ い て は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十  
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該  
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得  
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国  
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法  
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の  
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す  
る こ と が で き る。

十三 初期利子

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う。 た だ し、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ。)

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 以後の利子	毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
十五	償還期限	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
十六	償還金額	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
十七	元利支額	平 成 二 十 九 年 十 二 月 二 十 日
十八	払込期日	日 本 銀 行 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

平成二十年一月十日